

2025年5月3日

株主の皆様へ

東京青果株式会社

提案株主からの追加書面の内容に関する当社の見解について

当社は、株主の皆様へ先般お送りしました「株主提案に関する書面の受領および当該株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」と題する書面のとおり、2025年6月3日開催予定の第83期定時株主総会の目的事項に関し、当社株主である東京促成青果株式会社（以下、「提案株主」といいます。）より受領した株主提案（ただし、当社および提案株主の双方が提案する議案は除きます。）に反対しております。

また、その際に同封致しました「当社に関する雑誌記事の内容に対する当社の見解について」と題する書面に記載のとおり、提案株主から株主の皆様へ送付された株主提案書に同封されていた雑誌記事（計2通）の内容、及び、その後継続報として掲載された雑誌記事については、いずれも提案株主の意向を汲んで掲載されたものと見受けられ、その内容は、虚偽の事実、事実誤認、解釈の誤り等を含む不当なものであって、当社およびその関係者を誹謗中傷する内容となっていることから、当社としては、極めて遺憾である旨を表明するとともに、提案株主に対して厳重に抗議しております。

その後、提案株主が、追加で株主の皆様へ書面を送付し、また、提案株主のホームページに書面を掲載していることが確認されましたので、それらの追加書面の内容につきまして、下記のとおり、当社の見解をお知らせいたします。いずれの追加書面の内容も、事実誤認や解釈の誤り等を含む不当なものであって、当社やその取引先等の名誉を毀損する内容となっております、当社として、改めて提案株主に対して厳重に抗議いたします。

なお、提案株主は、当社が提案株主からの面談要請に応じないことについて不満を表明されております。この点、当社としては、株主の皆様との建設的な対話は極めて重要であると考えているものの、提案株主が上記のとおり虚偽の事実、事実誤認、解釈の誤り等を含む不当な主張を繰り返しており、当社およびその関係者を誹謗中傷している状況を踏まえると、提案株主の求める面談に応じたとしてもおよそ建設的な対話の場となることは想定されないことから、現時点で提案株主との面談には応じておりません。提案株主におかれては、まずは自らの言動を自制されるとともに、当社の企業価値向上にご協力をいただけるよう切にお願い申し上げます。

記

1. 2025年4月23日付「一般社団法人東京青果健康増進社の貴社株式取得に関して」と題する書面について

提案株主作成の上記書面（提案株主から株主の皆様へ送付され、かつ提案株主のホームページに掲載されていることを確認しております。）において、一般社団法人東京青果健康増進社（以下「本法人」といいます。）による当社株式の取得が会社法に違反する疑義がある旨が記載されております。

しかし、本法人の設立および本法人による当社株式の取得に関しては、当社からの独立性を有する複数の法律事務所および独立監査人の助言を踏まえて、会社法その他の適用法令に従って実施されたものであり、当社としても、本法人の設立および当社株式の取得に関し、提案株主が指摘するような会社法違反の事実はないものと認識しております。

2. 2025年4月10日付「業務監査及び会計監査の実施の依頼」と題する書面について

提案株主作成の上記書面（提案株主のホームページに掲載されていることを確認しております。）において、当社と特定の産地企業との間で不適正な取引が行われている旨が記載されております。

しかし、当社における事実確認の結果、提案株主が主張するような不適正取引の事実は確認されませんでした。したがって、提案株主の主張は、虚偽の事実ないし事実誤認に基づく不当なものといわざるを得ません。

3. 2025年4月19日付「重大なコンプライアンス違反に関わる事実確認及び業務監査の実施依頼の件」と題する書面について

提案株主作成の上記書面（提案株主のホームページに掲載されていることを確認しております。）において、当社における職場環境、人事権濫用、内部通報への対応、ガバナンス対応等に重大な問題が存在する旨や、労働基準監督署または厚生労働省から当社に対し「不当な配置転換」との意見書が送付された旨が記載されております。

しかし、当社における事実確認の結果、提案株主が主張する労働関連法令の違反や人事権の濫用等の事実は確認されず、また、当社が労働基準監督署や厚生労働省から「不当な配置転換」である旨の意見書を受領した事実も確認されませんでした。したがって、提案株主の主張は、この点でも虚偽の事実ないし事実誤認に基づく不当なものといわざるを得ません。

なお、本件に関して、提案株主は、上記書面をホームページに掲載する際に、当初、関係者（当社元従業員を含む当社役職員）の全員の実名を公表しておりましたが、その後、提案株主はそれらの一部の者の実名を伏す形で書面の内容を修正したことを確認しております。 関係者の実名を公表するという行為は、それらの方々のプライバシーの侵

害や名誉毀損等に該当し得る行為であって、当社としては、そのような行為を平然と行う提案株主に対し、極めて遺憾である旨を表明するとともに、早急に提案株主において実名を公表されてしまった方々に対する謝罪を行うべきである旨も申し添えます。

以上のように、提案株主からの追加書面の内容は、事実誤認や解釈の誤り等を含む不当なものとなっておりますので、株主の皆様におかれましては、それらの内容により誤導されることのないようご注意くださいと幸いです。

今後とも、変わらぬご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上